伸びる市の住宅建設

山谷に二十九戸

草水と田家に建売住宅

昭和三十年度当市に建設される公営住宅は、敷地難のため行きなやみの状態にあったが、二月の臨時市議会で旧五川島置工跡の分譲住宅建設地は、近に、第一種木造住宅一棟一戸建十一坪のもの七棟、第二種木造住宅一棟一戸建二階建住宅一棟六戸建一戸一二、三坪二棟、計二十九戸を建てることに決定、工事進行中である。（厚生課）

次から次へと建つてゆく住宅（滝谷の市営住宅）

住宅融資に金融公庫が保障

建売住宅の建設
昭和三十年度建売住宅は次の通り建設される。

住宅融資期間　六カ月以上で銀行と話合い

住宅を建てるにその金額には頭をなやませられるが、こんどこれら風間階火棚造は八年以内、耐火棚造は十年以内、償還方法（元金均等）、隔月分払込

住宅建設資金を促進する目的で、住宅融資保険制度

この制度は、銀行から住宅建設資金を借りる場合に、住宅金融公庫が銀行と保険契約をして、公庫がその保険料をすること

風呂場や台所に

3月20日まで　第三回増築資金貸付

この度、住宅金融公庫が第三回増築資金の貸付を行うことになったが、風呂場をつくったり、模様替え浴室の向きを変えたり、台所を広くしたり、目によりせいぜい申込んで頂きたい。

○申込受付
一、申込期間　二月十三日から三月二十日まで
二、申込場所　第四銀行新津支店、新潟相互銀行新津支店

○貸付金その他
一、貸付限度額　一戸当り一坪から七坪まで
2、貸付金の限度　増築する住宅部分の標準坪数の五割。但し模様替えのときはその半額
3、貸付利率　年五分五厘
4、貸付期間　木造、防火構造は五年以内、簡易耐火構造は八年以内。
5、元金均等払　隔月分払込
6、貸付条件
㊀既存の住宅の住宅部分の延坪数を含め増築後の一戸当り住宅部分の延坪数が九坪以上三十坪以内であること。
㊁公庫住宅に増築するときは、増築後一年を経過したものでの増築坪数が前回の新築融資を受けた融資坪数を含めて二十坪を超えないこと。（厚生課）

新築住宅特例

申請は早目に

昭和三十三年までに建てられた新築住宅で二十坪未満のものについて、最初の三年間固定資産税を申請することに決定されたが、毎年第一期の納期限の七日前（四月二十三日）までに税務課へ届出ることになっているので早めに申請すること。

遺族年金受給権調べ

支給郵便局を通じ

三月中全国一齊に

厚生省でこのたび全国一齊に遺族年金の受給権調査を行うことになり、目下調査中だが、この調査は現在支給をうけている遺族年金が、裁定されてから相当の期間経過しているため、これまでたびたび職権調査、戦傷者遺族等援護法の改正が行われたので、この間の身分関係等の遺族援護法の適正な運用を期するのが目的で、遺族年金支給郵便局を通じて、次の要領で調査をすすめている。

一、実施期日　昭和三十一年三月中
二、調査対象　昭和三十一年二月二十九日以前の現行の遺族年金証書による遺族年金の受給者。
三、調査事項　遺族年金受給権の喪失又は消滅当の有無　被裁定人は先順位者の死亡、更の有無等遺族援護法の上必要の事項を調査するが、持に次の事項にいるの点がおかれている。
(1) 十八才以上の子、六才未満の父母、孫又は祖父母で遺族年金の受給を受けているものの生存の有無
(2) 遺族年金の受給権について生存者に変更を生じていないか。
(3) 遺族年金の受給権について失権事由の有無
(4) 遺族年金の改定請求を要すべき者が、その改定請求手続が未だ済んでいないか（特に軍人の遺族について）
(5) 軍人の遺族たるにより遺族年金をうけている者の公務扶助料との調整に過誤がないか。
(6) 二以上の遺族年金の受給をうけている遺族に年金の支給をうけている。

四、調査方法
(1) 遺族年金受給者現状届出書
(2) 現状届の提出
届出様式の配布
現状届用紙は昭和三十一年三月期支給の遺族年金支払の際、支給郵便局から交付される。

(1) 遺族年金受給者現状届用紙の配布
(2) 現状届の提出
調査対象者は、遺族年金受給者現状届に所定の事項を記入し、次の書類を添付して、昭和三十一年三月末日までに支給郵便局に提出すること。
ロ、遺族年金受給者が、十八才以上の子又は祖父母である場合は、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることを証する市長の証明書一部
ハ、遺族年金受給者が、六十才未満の父又は母である場合は、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
ニ、遺族年金受給者が、祖父又は祖母である場合は、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
ホ、遺族年金受給者が、孫である場合には、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
ヘ、遺族年金受給者が、六十才未満の父又は母である場合には、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
ト、遺族年金受給者が、祖父又は祖母である場合には、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
チ、遺族年金受給者が、孫である場合には、その者が不具廃疾であることを証する医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを証する市長の証明書一部
五、その他

春出水に備えて

能代川護岸工事

弥生も半ばを過ぎて

暖い日ざしが続くと、雪解水で川面がふくれあがってきている。

この春の出水は、昨年の二十五百世帯の設立をめざしている。

工事は山先橋から上流に向って進められている。

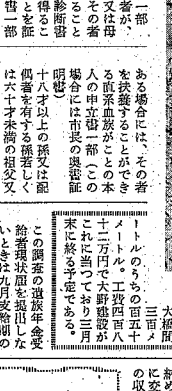

七分完成の能代川護岸工事

柔

有投者はお知らせを

【既報】市公民館では資料作成のため、市内に住居地権の賃貸用や地なしし賃用や地

○賃付の範囲
1、住宅の新築、改築、移築、購入（住宅部分が四十坪以下でなければならない。
2、住宅建設に伴う必要経費（給排水、電気、ガス設備や道、塀、門など。
3、住宅建設に伴う土地、借地権の賃貸用や地なしし賃用。

○賃付期間
六カ月以上ということになっている。そ☆

☆の期間は、銀行と話合いで決めることになっている。

○賃付の範囲
1、住宅の新築、改築、移築、購入（住宅部分が四十坪以下でなければならない。
2、住宅建設に伴う必要経費（給排水、電気、ガス設備や道、塀、門などに相談頂きたい。

○取扱銀行
第四銀行新津支店
新潟相互銀行新津支店

○利息
銀行の普通貸付の利息と、ほかに手数料として保険料の分（一年約二分）を払込むことになる。

【柔】

有投者はお知らせを

【既報】市公民館では資料作成のため、市内に住居地権の賃貸用や地なしし賃用や地道（推定百三十名）、剣道（推定百六十名）、弓道（推定二十名）に分たつて調査しており、その★

青年会で納税組合

国保料　報奨金で会運営も

保険課では保険料納入の理想的な方法として、職場或は地域を単位とした納税組合を設置し、賦課徴収八十名、弓道（推定二十名）に分たつて調査しており、その★